

## 1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

## 2. 東京 2020 大会の目的

### 2.1 大会ビジョン

東京2020大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。  
1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、  
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、  
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、  
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を3つの基本コンセプトとし、  
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

### 2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～

東京都は、平成28年12月に策定した「2020年に向けた実行プラン」において、「都民ファーストの視点で3つのシティを実現し、新しい東京をつくる」ことを示している。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の成功に向けた取組を分野横断的な政策の展開に位置付け、「東京2020大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための梃子であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない」としている。

東京2020大会実施段階環境アセスメント（以下「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「2020年に向けた実行プラン」を参照し進めていく。

## 都民FIRST(ファースト)の視点で、3つのシティを実現し、新しい東京をつくる

### 東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化

【計画期間】2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度

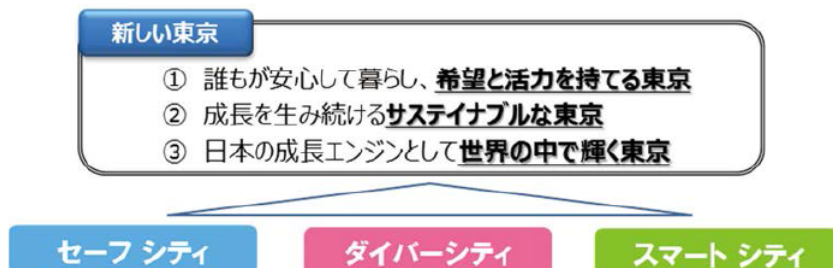


図 2.2-1 「2020 年に向けた実行プラン」における 3 つのシティ

### 3. 東京 2020 大会の概要

#### 3.1 大会の概要

大会組織委員会は、東京2020大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック33競技、パラリンピック22競技である。

#### 3.2 東京2020大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画（2015年2月策定）」の中で、東京2020大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京2020アクション&レガシープラン2016（2016年7月策定）」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示した。

表 3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデザインに配慮した街づくり」	競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザインの推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニバーサルデザインに配慮した街の実現
「魅力的で創造性を育む都市空間」	都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等の周辺施設との連携
「都市の賢いマネジメント」	ICTの活用、エリアマネジメント活動の活性化等
「安全・安心な都市の実現」	安全・安心のための危機管理体制の構築

表 3.2-2 持続可能性に関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」	気候変動対策の推進、再生可能エネルギーなど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確保
「持続可能な資源利用の実現」	資源管理・3Rの推進
「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現」	生物多様性に配慮した都市環境づくりや大会に向けた暑さ対策の推進
「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」	調達等における人権・労働慣行等に配慮した取組の推進
「持続可能な社会に向けた参加・協働」	環境、持続可能性に対する意識の向上、参加に向けた情報発信・エンゲージメントの推進

#### 4. カヌー・スラローム会場の概略

本評価書案の対象であるカヌー・スラローム会場の概要は、表 4-1 に示すとおりである。

カヌー・スラローム会場は、都立葛西臨海公園の隣接公有地に新しく整備される施設である。

東京 2020 大会では、オリンピックのカヌー（スラローム）の会場として利用される計画である（現時点（平成 29 年 3 月）の計画）。

表 4-1 カヌー・スラローム会場の概要（予定）

項目	内容
競技	オリンピック:カヌー（スラローム） パラリンピック:ー
所在地	東京都江戸川区臨海町六丁目 1 番
地域地区	用途地域：工業地域 防火指定：準防火地域 その他地域地区等：景観計画区域
計画地面積	約 7.6ha
駐車台数	約 50 台
工事予定期間	平成 29 年度～平成 31 年度
竣工時期	平成 31 年度
【大会時イメージ図】	

## 5. 環境及び社会経済に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック環境アセスメント指針（実施段階環境アセスメント及びフォローアップ編）」（平成 28 年 6 月 東京都環境局）に基づき、事業計画の内容や計画地及び周辺の状態を考慮した上で、環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表 5-1(1)～(5)に示すとおりである。

表 5-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気等	<p>ア. 工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度            予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98%値)に変換した値は 0.043～0.047ppm であり、評価の指標(環境基準(日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下))を満足する。工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.1～0.5%である。工事の実施に当たっては、工事用車両の走行に伴う寄与率を極力少なくするため、工事用車両に係るミティゲーションを実施し、更なる二酸化窒素の影響の低減に努める。            また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は 0.051mg/m<sup>3</sup>であり、評価の指標(環境基準(0.10mg/m<sup>3</sup>))を満足する。工事用車両の走行に伴う寄与率は 0.1%未満である。</p> <p>イ. 建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の変化の程度            予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間 98%値)に変換した値は 0.046ppm であり、評価の指標(環境基準(日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下))を満足する。建設機械の稼働に伴う寄与率は 25.2%である。工事の実施に当たっては、建設機械の稼働に伴う寄与率を極力少なくするため、建設機械に係るミティゲーションを実施し、更なる二酸化窒素の影響の低減に努める。            また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は 0.052mg/m<sup>3</sup>であり、評価の指標(環境基準(0.1mg/m<sup>3</sup>))を満足する。建設機械の稼働に伴う寄与率は 5.7%である。</p>
2. 生物の生育・生息基盤	<p>計画地は駐車場、江戸川区臨海球技場第二及び未利用地となっており、生物・生態系の賦存地としては、計画地の南側及び西側のクロマツ植林と、駐車場の北側及び西側に広がるヨシ群落が存在する。事業の実施により、計画地内の一部の既存樹木が伐採されるが、高さ 5～10m に生育したクロマツ植林は残置する計画としており、計画地の生物・生態系の賦存地の改変の程度は小さいと考える。また、計画地に隣接する葛西臨海公園には同様のクロマツ植林のほか、植栽樹群が広がっており、これらは改変されない。同様に、計画地南側の葛西海浜公園に存在する湿地・干潟も改変されないことから、計画地周辺における生物・生態系の賦存地への影響は生じないと考える。            事業の実施に当たっては、既設の緑地と合わせて約 9,970m<sup>2</sup>の植物が生育する基盤が創出され、植栽樹の生育に伴う落葉等によって、新たな土壌動物等の生息環境や植物の生育基盤が創出され、生物の生育・生息基盤が形成される。            以上のことから、計画地における生物・生態系の賦存地は増加するとともに、計画地周辺も含めた地域としての生物・生態系の賦存地の状況が向上することから、評価の指標(生物・生態系の賦存地の現況)は満足するものと考ええる。</p>
3. 生物・生態系	<p>事業の実施に伴い、計画地内の動植物の生育・生息環境となる草地環境や一部の既存樹木の伐採、土壌の改変が行われるが、埋立後の造成地に自然繁殖したものであり、計画地周辺の生物の生育・生息環境の改変の程度はほぼ生じないと考える。            事業の実施に当たっては、計画地南側及び西側の外周に生育するクロマツ植林は残地する計画としている。また、既設の緑地と合わせて約 9,970m<sup>2</sup>の範囲に芝生のほか高木、中木等を植栽する計画としており、動植物の生育・生息環境は向上すると考える。            以上のことから、計画地における生物の生育・生息環境は新たに創出され、計画地周辺も含めた地域としての生物・生態系の評価の指標(生物・生態系の現況)は満足するものと考ええる。</p>
4. 緑	<p>事業の実施により、計画地内の一部の既存樹木が伐採され、約 3,600m<sup>2</sup>の樹木が減少するが、事業の実施にあたっては、計画地の南側及び西側のクロマツ植林を残置する計画としている。            本事業では、江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例(平成 25 年 4 月 江戸川区)における緑化基準(地上部緑化面積 9,900m<sup>2</sup>)が定められており、緑化計画はこの基準を満たしている。本事業の緑化計画は、カヌー・スラローム競技コースの周囲に芝地や高木、中木を植栽する計画としている。            以上のことから、評価の指標(法令等の緑化面積基準等)は満足するものと考ええる。</p>

表 5-1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5. 騒音・振動	<p>[工事用車両の走行に伴う道路交通騒音及び振動の程度]</p> <p>ア. 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>)は、昼間 69～70dB であり、全地点において評価の指標(環境基準(昼間 70dB))を満足する。工事用車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は、1dB 未満である。</p> <p>イ. 工事用車両の走行に伴う道路交通振動 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L<sub>10</sub>)は、昼間 49dB、夜間 47dB であり、評価の指標(規制基準(昼間 65dB、夜間 60dB))を満足する。工事用車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間及び夜間にて 1dB 未満である。</p> <p>[建設機械の稼働に伴う騒音及び振動の程度]</p> <p>ア. 建設機械の稼働に伴う騒音 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L<sub>A5</sub>)は、計画地の北側敷地境界付近において、最大 66dB であり、評価の指標(「指定建設作業に係る騒音の勧告基準」(80dB))を満足する。</p> <p>イ. 建設機械の稼働に伴う振動 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L<sub>10</sub>)は、計画地の北側敷地境界付近において、最大 62dB であり、評価の指標(「指定建設作業に係る振動の勧告基準」(70dB))を満足する。</p>
6. 景観	<p>[主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度]</p> <p>東京港の埋立地とその周辺では、海の自然を回復し、水辺に親しみながらスポーツやレクリエーションを楽しむことのできる、数多くの公園・緑地等の整備が進められ、憩いとやすらぎの空間を創出している。</p> <p>計画地が位置する江戸川区臨海町は、西沖開発土地区画整理事業における海面埋立てにより、大規模団地や葛西臨海公園、業務施設などを整備し、東京の交通・物流や自然豊かな観光の拠点化を推進しており、海に接する区域においては、広大な海と干潟と葛西臨海公園が連坦した壮大な水と緑の広がりが見られる。</p> <p>また、計画地は葛西臨海公園の隣接都有地(下水処理施設計画地)に位置し、計画地及びその周辺の土地利用は、屋外利用地・仮設建物、供給処理施設及び公園・運動場等である。</p> <p>計画建築物は、海や川といった既存の水辺空間とカヌーコースによる水辺空間とのバランスの取れた配置、デザインとする計画である。</p> <p>計画地外周部のクロマツ林は既存緑地として保全し、計画地の北側には高木を植栽する。また、計画地内には、新たに高木約 280 本、中木約 240 本、低木約 2,840 本の樹木を植栽するほか、それ以外にも約 12,750m<sup>2</sup>の張芝等の地被類を植栽することで、広々とした空間を創出する。</p> <p>これらのことから、水域と緑豊かなまちなみが一体となった景観が形成されると考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「都民にとって貴重な海辺景観の保全と活用」、「東京の東のオアシスとしてふさわしい癒しの景観をつくる」、「区民や来訪者にとって身近に感じる水辺景観を保全し、活用する」、「地域のまちづくりと連携した景観形成を進める」は満足するものとする。</p> <p>[代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度]</p> <p>計画建築物は、海や川といった既存の水辺空間とカヌーコースによる水辺空間とのバランスの取れた配置、デザインとする計画である。</p> <p>計画地外周部のクロマツ林は既存緑地として保全し、計画地の北側には高木を植栽する。また、計画地内には、新たに高木約 280 本、中木約 240 本、低木約 2,840 本の樹木を植栽するほか、それ以外にも約 12,750m<sup>2</sup>の張芝等の地被類を植栽することで、広々とした空間を創出する。</p> <p>これらのことから、計画建築物や土木構造物の出現による眺望の変化の程度は小さいものとする。</p> <p>以上のことから、評価の指標である「都民にとって貴重な海辺景観の保全と活用」、「東京の東のオアシスとしてふさわしい癒しの景観をつくる」、「区民や来訪者にとって身近に感じる水辺景観を保全し、活用する」、「地域のまちづくりと連携した景観形成を進める」は満足するものとする。</p> <p>[緑視率の変化の程度]</p> <p>緑視率の変化の程度は、No.2 地点で約 3.1%の増加となる。</p> <p>計画地外周部のクロマツ林は既存緑地として保全し、計画地の北側には高木を植栽する。また、計画地内には、新たに高木約 280 本、中木約 240 本、低木約 2,840 本の樹木を植栽するほか、それ以外にも約 12,750m<sup>2</sup>の張芝等の地被類を植栽することで、広々とした空間を創出する。</p> <p>以上のことから、評価の指標(緑視率の変化の軽減を図ること)は満足するものとする。</p>

表 5-1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
<p>7. 自然との 触れ合い活動の場</p>	<p>[自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度]            計画地内には自然との触れ合い活動の場は存在しない。また、計画地周辺に隣接する葛西臨海公園、健康の道やサイクリングロードは、事業の実施により直接改変されることはなく、自然との触れ合い活動の場は維持される。            事業の実施により、水上スポーツ・レクリエーションを楽しめる施設とするとともに、にぎわいの拠点としていく。また、既設の緑地と合わせて約9,970m<sup>2</sup>の緑の空間が整備され、隣接する葛西臨海公園と一体となった自然との触れ合い活動の場として利用されるものと考えられる。            以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動の場は改変されず、開催後には新たな自然との触れ合い活動の場が創出され、一体的に利用されることから、評価の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>[自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度]            開催前の事業の実施における建設機械の稼働、工事用車両の走行により、計画地周辺における自然との触れ合い活動が阻害されるおそれがあるが、工事区域周辺には仮囲いを設置し、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の採用により、その影響を低減する。また、工事用車両の走行については、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場は歩車分離が確保されており、自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度に影響は生じない。            事業の実施により、水上スポーツ・レクリエーションを楽しめる施設とするとともに、にぎわいの拠点としていく。また、既設の緑地と合わせて約9,970m<sup>2</sup>の緑地を整備する計画としている。            以上のことから、周辺の自然との触れ合い活動は維持され、かつ、事業の実施により自然との触れ合い活動が促進されることから、評価の指標を満足するものと考えられる。</p> <p>[自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度]            開催前の事業の実施における工事用車両の走行については、近接する駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保されており、一般歩行者の通行は現状と変化しない。また、工事用車両の出入り口には交通整理員を配置し、自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えない計画としている。以上のことから、事業により利用経路に与える影響は小さく、評価の指標を満足するものと考えられる。            また、事業の実施により、水上スポーツ・レクリエーションを楽しめる施設とするとともに、にぎわいの拠点としていく。この施設への利用経路は、葛西臨海公園駅から葛西臨海公園内を経由することから、相互の利用者の利便性に配慮する計画であり、利用経路に与える影響は小さいものと考えられる。</p>
<p>8. 歩行者空間の 快適性</p>	<p>[緑の程度]            計画地周辺の鉄道駅及びバス停から計画地へのアクセス経路では、葛西臨海公園内に整備されている樹木により緑陰が形成されており、将来的な緑の程度は現況と同等と考える。            以上のことから、現況の緑量は維持されると考えられ、評価の指標（現況の緑量）は満足するものと考えられる。</p> <p>[歩行者が感じる快適性の程度]            アクセス経路沿いの樹木による日影下では、暑さ指数（WBGT）は28℃程度まで低下するため、熱中症がすべての生活活動でおこる危険性がある「嚴重警戒」レベルになると考える。            日影のない直射日光下では、暑さ指数（WBGT）は最大で31℃となり、熱中症がすべての生活活動でおこる危険性がある「危険」レベルと現況の暑さ指数（WBGT）と同等になると考えられる。            以上のことから、歩行者が感じる快適性の程度は現況と同程度であり、評価の指標（日常生活における熱中症予防指針による暑さ指数の現況値）は満足すると考える。            なお、計画地内における緑道の確保等歩行者空間の暑さ対策について可能な限りの配慮を行う計画である。            また、都として、アクセス経路沿いの既存樹木について可能な限りの保全を図り、その他の公園の樹木や都道の街路樹を適切に維持・管理することにより、夏の強い日差しを遮る木陰を確保するとともに、まとまった緑による気温上昇の抑制効果を高めていく計画である。</p>
<p>9. 水利用</p>	<p>本事業は、競技コースの貯留水及び補給水・洗浄水を、上水でまかなう計画としている。また、管理棟のトイレには節水型トイレ等の一般的な節水対策機器の使用を予定している。            東京都においては、「水の有効利用促進要綱」により、一定規模の大規模建築又は開発事業に対して、便所洗浄水や修景用水、散水などの雑用水に、雨水、循環利用水（中水）及び再生水の利用を要請している。本事業では、現時点では雨水利用及び循環水（中水）利用の計画はないが、競技コースの貯留水の入れ替え頻度を抑え、上水使用量の節約を図るための過施設を設置する計画となっており、節水対策が取られているほか、管理棟には一般的な節水機器の導入を予定している。            以上のことから、事業の特性に応じた節水対策は講じられており、評価の指標（標準的な節水対策）は満足するものと考えられる。</p>

表 5-1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
10. 廃棄物	<p>[施設の建設に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等]</p> <p>ア. 伐採樹木の発生量 伐採樹木については、中間処理施設へ搬出し、チップ化によるマテリアルリサイクルや、ペレット等の木質バイオマス燃料によるサーマルリサイクルとしての利用を検討する。 以上のことから、評価の指標（「東京都建設リサイクル推進計画」（平成 28 年 4 月 東京都）の平成 30 年度の水準）は満足するものと考える。</p> <p>イ. 建設発生土の発生量 建設発生土については現場内利用を基本とし、搬出をする場合には、受入れ機関の受入れ基準への適合及び建設発生土受入地等における有効利用量を確認した上で場外搬出することにより適正な廃棄物処理を行う計画とする。 以上のことから、評価の指標（「東京都建設リサイクル推進計画」（平成 28 年 4 月 東京都）の平成 30 年度の水準）を満足するものと考える。</p> <p>ウ. 建設工事に伴い生じる廃棄物の発生量 建設工事に伴い生じる建設廃棄物については、分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図る計画とする。 以上のことから、評価の指標（「東京都建設リサイクル推進計画」（平成 28 年 4 月 東京都）の平成 30 年度の水準）を満足するものと考える。</p> <p>[施設等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等]</p> <p>設備等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等は、廃棄物の種類別に分別回収及び保管場所を設置し、東京都廃棄物条例及び江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき適切に処理・処分を行う計画とする。 なお、分別にあたっては、江戸川区の分別方法に従い、びん、缶、ペットボトルの他、古紙（新聞、雑誌、段ボール、OA 用紙）等についても、資源として分別回収を行う。 以上のことから、類似施設の水準を満足し、「Edogawa ごみダイエットプラン 江戸川区一般廃棄物処理基本計画（平成 28 年度～平成 33 年度）【平成 27 年度中間改定】」の目標に近づくことができ、廃棄物の搬出も滞りなく実施できるものと考える。</p>
11. エコマテリアル	<p>建設工事に当たっては、「平成 28 年度東京都環境物品等調達方針」（平成 28 年 4 月 東京都）等に基づき、建設資材等の環境物品等の調達や環境影響物品等の使用抑制を行うことから、エコマテリアルの利用が図られると考える。 以上のことから、エコマテリアルの活用が図られ、評価の指標（標準的なエコマテリアルの活用水準として、「平成 28 年度東京都環境物品等調達方針」（平成 28 年 4 月 東京都）の水準）は満足するものと考える。</p>
12. 温室効果ガス	<p>施設の運営における温室効果ガス排出量は、928t-CO<sub>2</sub>/年と予測する。施設の構造・設備においては自然通風を考慮する等、建物や設備計画等において効率的利用のための措置を行う計画である。 以上のことから、事業活動に伴って生ずる温室効果ガスの排出量を把握し、必要な措置を講じて、温室効果ガスの排出量を削減していると考えられ、評価の指標（東京都が策定している温室効果ガスに関する目標、計画、対策等）は満足するものと考える。</p>
13. エネルギー	<p>施設の運営におけるエネルギー使用量は、18,438GJ/年と予測する。施設の構造・設備においては自然通風を考慮する等、建物や設備計画等において効率的利用のための措置を行う計画とする。 以上のことから、エネルギー使用の合理化に努めていると考えられ、評価の指標（東京都が策定しているエネルギーに関する目標、計画、対策等）は満足するものと考える。</p>
14. 土地利用	<p>本事業の実施に伴い、未利用地、屋外利用地・仮設建物が公園、運動場等に変更となる。これにより、都民がスポーツ活動を楽しむことができる新たなレジャー・レクリエーション施設を提供するとともに、カヌー競技など、様々なスポーツ大会・イベント等へ幅広く活用し、都民がスポーツに親しむ機会を拡充する「スポーツ都市東京」の実現に寄与する。また、葛西臨海公園や葛西海浜公園などの周辺施設と一体的な活用を図り、東京の豊かな自然や水辺を生かした新たなにぎわいの拠点となるものである。 これらの計画は、「東京都長期ビジョン」や「江戸川区街づくり基本プラン（都市マスタープラン）」との整合が図られており、評価の指標（東京都等が定めた計画、要綱等の中で設定している土地利用に関する目標、方針等）は満足するものと考える。</p>

表 5-1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
15. 安全	<p>[危険物施設等からの安全性の確保の程度]</p> <p>計画地周辺ではガソリンスタンドが分布しており、最も近いガソリンスタンドで計画地境界から約 1km (北東) の距離に位置しているが、危険物施設等については、消防法等の法令等に基づき適切に維持管理が行われる。なお、「東京都地域防災計画」によって危険物施設等の種類別に、関係機関による立入検査等の監視体制が維持される。</p> <p>また、計画地周辺は、避難場所に指定されている。</p> <p>以上のことから、東京都等が定めた地域防災に係る計画等の中で当該地域について設定している地域の安全性に関する目標等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考ええる。</p> <p>[移動の安全のためのバリアフリー化の程度]</p> <p>計画建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例、東京都福祉のまちづくり条例及び「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン暫定基準」に基づき、施設内のバリアフリー化を図る他、外国人利用者を考慮したピクトグラム等の言語以外の表示の設置等を行う計画としている。</p> <p>また、都としては「2020 年に向けた実行プラン」に基づき、2020 年までに計画地周辺の都道のバリアフリー化が完了する計画である。</p> <p>以上のことから、東京都等が定めた移動円滑化等に係る計画、条例等の中で当該地域について設定している目標等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考ええる。</p> <p>[電力供給の安定度]</p> <p>計画建築物の電力設備は、高圧 6.6kV の 1 回線受電とするが、気象や飛来物の影響を受けない埋設方式での引込みとする。</p> <p>以上のことから、評価の指標 (受電設備の故障に伴う停電発生率の低減がなされていること) は満足するものと考ええる。</p>
16. 消防・防災	<p>[耐震性の程度]</p> <p>本事業は、構造設計指針 (東京都財務局) に基づき、不特定多数の者が利用する施設であるとして、大地震発生時においても人命の安全確保に加えて機能確保の基準を満足する設計となっている。</p> <p>以上のことから、江戸川区や東京都の防災計画等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考ええる。</p> <p>[津波対策の程度]</p> <p>本事業は、設計地盤高さが T.P. +5m 以上あり、高潮・津波に対する安全性は確保されている。さらに、計画地南側には外郭防潮堤が、西側には中川左岸堤防があることから、江戸川区や東京都の防災計画等との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考ええる。</p> <p>[防火性の程度]</p> <p>本事業は、建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例に基づき、耐火建築物及び防火対象物として基準を満足する計画となっており、防火性は確保される。</p> <p>以上のことから、施設の防火基準との整合が図られており、評価の指標は満足するものと考ええる。</p>
17. 交通渋滞	<p>周辺交通量に対して工事用車両台数が最大約 120 台/日増加するが、周辺交通量に占める工事用車両台数の割合はわずかである。</p> <p>工事用車両の走行や走行ルートの計画に際しては、交通渋滞による影響を軽減するために、極力、沿道に住宅等が存在しない湾岸道路等を利用すること、工事用車両の出入口への交通整理員を配置すること、市街地での待機や違法駐車禁止を徹底すること、工事工程を可能な限り平準化すること等により、計画地周辺の車両の通行に支障を与えないよう十分な配慮を行い、工事を実施する計画としていることから、評価の指標 (交通流の現況) は満足するものと考ええる。</p>
18. 交通安全	<p>工事用車両の走行ルートは、ほとんどがマウントアップ形式やガードレール等により歩道と車道が分離されている。なお、計画地周辺に通学路は存在しない。また、葛西臨海公園駅または葛西臨海公園駅バス停から葛西臨海公園及び葛西海浜公園へのアクセス経路は、公園内園路であるため、工事用車両は走行しない。</p> <p>したがって、工事用車両の走行に伴い、現況の歩車道分離が大きく変化することはなく、交通安全が確保され、評価の指標 (歩車動線分離の現況) は満足するものと考ええる。</p>



## 6. カヌー・スラローム会場に係る調査計画書の修正の経過及びその内容の概要

本環境影響評価書案の作成にあたっては、計画地が葛西臨海公園から隣接都有地へ変更されたこと、また、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会実施段階環境影響評価調査計画書審査意見書について」（平成26年5月29日 26環都環第104号）に記載された環境局長の意見及び都民からの意見を勘案するとともに、事業計画の具体化に伴い、調査計画書の内容を修正した。

調査計画書の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は、表6-1に示すとおりである。

表 6-1 調査計画書の修正の経過及びその内容

調査計画書の修正箇所	修正事項	評価書案における修正内容及び修正理由
4. 2020年東京大会個別計画の内容 (21) 葛西臨海公園	会場の概要	計画地の変更及び施設計画の具体化に伴い、配置計画、設備配置、施工計画等を整理した。 (p. 14~27 参照)
7. 環境影響評価の項目 7.1 会場ごと	環境影響要因	開催前の環境影響要因の「施設の存在」を「建築物の出現」に修正した。(p. 33 参照) 現時点では、仮設工作物や大会の開催中に係る環境影響要因については計画の諸元が未定であることから、今後、計画の熟度に応じて、別途環境影響評価の実施を検討することとした。 (p. 33 参照)
(21) 葛西臨海公園	環境影響評価の項目	環境局長審査意見書等を踏まえ、「生物の生育・生息基盤」「生物・生態系」「緑」「景観」「自然との触れ合い活動の場」については、開催後の設備等の持続的稼働に伴う環境影響要因も対象とした。(p. 34 参照) 環境局長審査意見書等を踏まえ、「歩行者空間の快適性」「安全」「消防・防災」については、開催前の工事の実施に伴う影響及び開催後の設備等の持続的稼働に伴う影響に配慮し、環境影響評価の項目に選定した。(p. 35 参照) 計画地内に貴重な景勝地や景観を阻害する工作物等が存在しないため、「景観」の「貴重な景勝地の消滅の有無又は改変の程度」「景観阻害要因の変化の程度」については選定しなかった。(p. 34 参照) 「温室効果ガス」「エネルギー」については、開催前の建設機械の稼働に伴う影響については、限られた工事期間内・敷地内での稼働であり、本事業による影響は小さいと考えられることから選定しなかった。(p. 35 参照) 「地域分断」については、計画地は下水処理施設計画地内に位置し、地域住民等の生活動線の分断は生じないことから選定しなかった。 (p. 35 参照) 「公共交通へのアクセシビリティ」については、歩行者のアクセス性に変化は生じないことから選定しなかった。(p. 35 参照)
8. 調査等の手法 8.2.21 葛西臨海公園		
(4) 緑	調査方法	環境局長審査意見書を踏まえ、夏季の現地調査を実施した。(p. 149 参照)
(18) 交通渋滞	調査方法	「大気等」と合わせた現地調査を実施した。 (p.355 参照)

